

特定費用準備資金等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「この法人」という。）定款第13条第3項及び経理規程第33条第2項の規定に基づき、特定費用準備資金及び特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金の取り扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において特定費用準備資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費または管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。）に係る支出に充てるために保有する資金をいう。

2 この規程において特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金（以下「特定資産取得・改良資金」という。）とは、認定法施行規則第22条第3項第3号に定める公益目的保有財産及び公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務または活動の用に供する財産の取得または改良に充てるために保有する資金をいう。

3 この規程において特定費用準備資金等とは、特定費用準備資金及び特定資産取得・改良資金の総称をいう。

(取扱原則)

第3条 この規程による取り扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

(保有)

第4条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

(保有の承認)

第5条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとする時には、代表理事は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称及び内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、積立額の算定根拠を理事会に提示する。

2 理事会は、前項の提示を受け、次の各号に該当する場合、これを承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが確実に見込まれること
- (2) その資金の積立限度額が合理的に算定されていること

(管理・取り崩し等)

第6条 特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録にその資金の名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外に取り崩しを行う場合には、代表理事は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 特定資産取得・改良資金

(保有)

第7条 この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(保有の承認)

第8条 この法人が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとする時には、代表理事は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得または改良の予定時期、資産取得等に必要な額、その算定根拠を理事会に提示する。

2 理事会は、前項の提示を受け、次の各号に該当する場合、これを承認するものとする。

(1) その資金の目的である資産を取得し、または改良することが確実に見込まれること

(2) その資金の目的である資産取得等に必要な額が合理的に算定されていること

(管理・取り崩し等)

第9条 特定資産取得・改良資金は、貸借対照表及び財産目録にその資金の名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外に取り崩しを行う場合には、代表理事は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要な額及び積立期間の変更についても同様とする。

第4章 閲覧

(閲覧)

第 10 条 特定費用準備資金等の閲覧については、次の各号を記載した書類により、定款第 49 条第 1 項に定められた事務所における書類の備付け及び同条第 2 項による閲覧を行う。

(1) 特定費用準備資金については、積立限度額及びその算定根拠

(2) 特定資産取得・改良資金については、資産取得または改良に必要な額及びその算定根拠

第 5 章 雑則

(法令等の読み替え)

第 11 条 この規程において引用する法令の条文が改正等された場合においては、改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

(細則)

第 13 条 この規程の実施に必要な細則は、事務局長が別に定めるものとする。

附則 1 この規程は、2011 年 9 月 7 日から施行する。